道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十四日

九州地方整備局長　森田　康夫

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百十号

(三) 占用を制限する区域

区域	備考
大分県玖珠郡九重町大字後野上字西一四一番二地内	
大分県玖珠郡九重町大字野上字平家山四三〇二番一地内	
大分県玖珠郡九重町大字野上字樫原四一二四番一から同町大字野上字樫原四一二番一まで	
大分県玖珠郡九重町大字野上字藤ノ尾四〇七四番八六から同町大字野上字藤ノ尾四〇七四番四二まで	
大分県玖珠郡九重町大字野上字藤ノ尾四〇七四番四二から同町大字野上字湯牟田三九〇三番一八まで	
由布市湯布院町川西字ユム田一一五一番一地内	
由布市庄内町櫟木字山本二五一番三から同市庄内町櫟木字馬地一九八番二まで	
由布市庄内町大龍字原口一一八八番一から同市庄内町大龍字台二〇六七番一まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年三月二十五日

(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

労　働

最低工賃の改正決定に関する公示

福島労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、福島県横編ニット製造業最低工賃（令和４年福島労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和７年３月24日　　福島労働局長　井口　真嘉

福島県横編ニット製造業最低工賃

1　適用する家内労働者　福島県の区域内で横編ニット製造業に係る業務に従事する家内労働者

2　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3　第１号の家内労働者に係る最低工賃額

⑴　手動編機による編立ての業務　次の表の品目欄及び規格欄の区分に応じ、１枚につき、金額欄に掲げる金額

品目		規格						金額
		そで 長さ	そで 種類	編み方	糸の種類	2.54センチメートル当たりの針の本数	サイズ	
婦人用	丸首無地プルオーバー	半そで	普通そで	平編み	メリヤス糸（そ毛糸）	7	M	789円
		長そで						940円
	丸首無地カーディガン	半そで						937円
		長そで						1,101円

⑵　リンキングミシンによるかがりの業務　次の表の品目欄、規格欄及び作業部位欄の区分に応じ、１枚につき、金額欄に掲げる金額

品目		規格						作業部位	金額
		そで 長さ	そで 種類	編み方	糸の種類	2.54センチメートル当たりの針の本数	サイズ		
婦人用	丸首無地プルオーバー	半そで	普通そで	平編み	メリヤス糸（そ毛糸）	7	M	襟、肩、そで及びわき	282円
		長そで							312円
	丸首無地カーディガン	半そで							446円
		長そで							495円

⑶　オーバーロックミシンによる縫製の業務　次の表の品目欄、規格欄及び作業部位欄の区分に応じ、１枚につき、金額欄に掲げる金額

品目		規格						作業部位	金額
		そで 長さ	そで 種類	編み方	糸の種類	2.54センチメートル当たりの針の本数	サイズ		
婦人用	丸首無地プルオーバー	半そで	普通そで	平編み	メリヤス糸（そ毛糸）	7	M	肩、そでわき及びそで口（襟を除く）	92円
		長そで							106円
	丸首無地カーディガン	半そで							118円
		長そで							131円

⑷　手かがり（糸始末を含む）の業務　次の表の品目欄、2.54センチメートル当たりの針の本数欄及び作業部位欄の区分に応じ、１枚につき、金額欄に掲げる金額

品目		2.54センチメートル当たりの針の本数	作業部位	金額
婦人用	丸首無地プルオーバー又は丸首無地カーディガン	7	襟、そで及びすそ	167円

4　効力発生の日　令和７年５月１日